

大和市告示第139号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

令和2年9月18日

大和市長 大木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	1	大和市下鶴間3002番地23先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市南林間二丁目11番6号先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市中心林間一丁目4番先	令和2年9月10日	同左
立看板	2	大和市中心林間西四丁目8番先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市中心二丁目556番1	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市大和東一丁目1148番	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市上草柳三丁目15番15号先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市上草柳二丁目1番10号先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市上草柳六丁目17番1号先	令和2年9月10日	同左
立看板	1	大和市上草柳五丁目4番5号先	令和2年9月10日	同左
はり札	2	大和市下鶴間2135番地1先	令和2年9月10日	同左

2 保管期限

告示の日の2日後まで

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年大和市規則第 88 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課